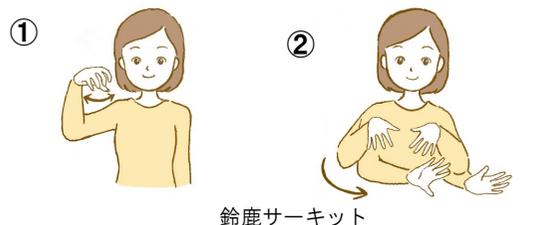
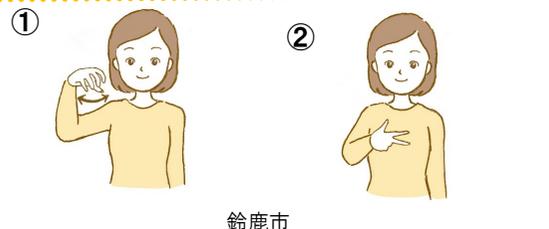


手話を学んでみよう！

いくつか手話をご紹介します。



手話通訳者派遣事業

鈴鹿市では、手話を必要とする人の生活を支援するために、手話通訳者派遣事業をおこなっています。申し込みは、障がい福祉課まで。

※ご本人様以外でも申し込み可能です。

※派遣内容によっては、三重県聴覚障害者支援センターに申し込みいただくこともあります。



耳の聞こえにくい人が困る場面

○音声での呼び出し



○電話での本人確認



○職場や自治会などの会議



○病院での受診



手話を学べる場

鈴鹿市内の手話を学べる場をご紹介します。

○鈴鹿市手話奉仕員養成講座

毎年、春に広報すずかで募集しています。

○鈴鹿市ボランティアセンター福祉講座

手話講座（鈴鹿市社会福祉協議会）

随時開催。

○鈴鹿市手話サークルとちの実

太陽の街、牧田、白子で活動しています。

○鈴鹿市聴覚障害者協会

Email:suzukadeaf@gmail.com

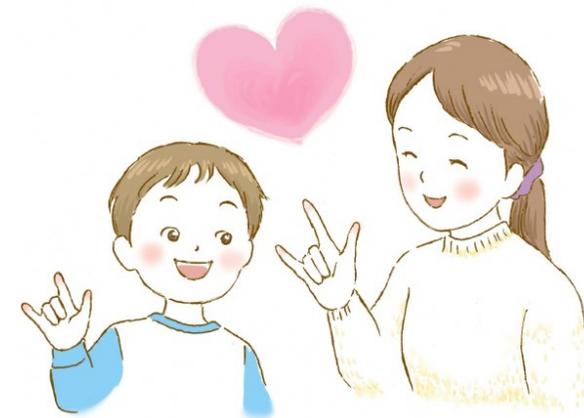
○鈴鹿医療科学大学

在学生向けサークルです。



手話で心をつなぎましょう！

～目で見える言葉、手話～



アイラブユーの手話

鈴鹿市手話言語条例



この条例は、基本理念に基づいて市と市民、事業者それぞれの役割を決め、手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進し、手話に対する理解や普及を図ること、地域共生社会の実現につなげます。

役割

市：手話に関する施策の推進

市民：基本理念に対する理解、

手話に関する施策への協力

事業者：職場の環境整備、

サービス提供時の配慮

基本理念

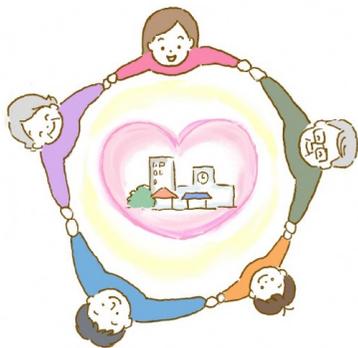
○手話が言語であると認識すること

○手話で意思疎通を図る権利があること

○上記の権利を尊重すること

手話を必要とする人とは

生活を営むうえで不安や不便がある生まれつき耳が聞こえない人たち、病気や事故などで聴力を失った中途失聴者、難聴者や関わりのある家族など。



三重県手話言語条例



三重県にも手話言語条例があります。

①情報の取得等におけるバリアフリー化等
②手話通訳を行う人材等 ③手話の普及等 ④ろう児の手話の学習等 ⑤事業者への支援 ⑥手話における調査研究の推進を基本的施策として取り組み、県民、事業者だけでなく、市町・関係機関とも協力して施策を総合的かつ計画的に推進して共生社会を実現するとともにろう者が意欲と能力に応じて活躍する社会の実現を目指しています。

三重県の手話の歴史



三重県手話言語条例の前文では、手話の歴史に触れられており、一部抜粋してご紹介します。

「我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかしながら、発音訓練を中心とする口話法の導入により、聾(ろう)学校における手話の使用が事実上禁止されるに至り、手話の使用が制約された時代もあった。

三重県立聾(ろう)学校においては、昭和五十五年に、全国に先駆けて中学部及び高等部の生徒に対する行事等での説明の手段として手話を取り入れるなど、教育活動において手話を活用した指導及び支援を行っている。」

皆さまへお願い



困っている様子を見かけたときは、手助けをお願いします。



どうかしましたか？

手話以外にも以下のようなコミュニケーション方法があります。

○筆談

○口話

○身ぶり

(ジェスチャー)



この度は、パンフレットを手にとっていただきありがとうございました。同じ地域に住む手話を必要とする人について知るきっかけになれば幸いです。みんなで手を取り合って誰もが暮らしやすいまちにしましょう！



鈴鹿市健康福祉部障がい福祉課

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話：059-382-7626

FAX：059-382-7607

電子メール：shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp